

議案第152号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和２年３月世田谷区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第２４条第２項中「第１４条第６項」を「第１４条第７項」に改める。

附 則

この条例中第１７条の改正規定は令和７年１０月１日から、第２４条第２項の改正規定は令和８年４月１日から施行する。